

## 第 38 回産業統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 25 年 6 月 27 日（木）10:00～12:20
- 2 場 所 中央合同庁舎第 4 号館 2 階共用第 3 特別会議室
- 3 出席者
  - （部 会 長） 西郷浩
  - （委 員） 竹原功、椿広計
  - （専 門 委 員） 小西葉子
  - （審議協力者） 内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、愛知県
  - （調査実施者） 経済産業省大臣官房統計調査グループ鉱工業動態統計室：新井室長
  - （事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：清水政策企画調査官  
総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、坂井国際統計企画官ほか
- 4 議 題 経済産業省生産動態統計調査の変更について
- 5 概 要
  - 前回部会で配布した「参考（第 34 回部会資料 3）」の審査メモ中の、「1（3）今回調査項目等の変更」に関し、特に個別事項の変更については検討を要する意見は出ていなかったが、調査組織・調査負担に関して、愛知県及び東京都から質問が出され、これらに関して調査実施者から説明があった。
  - 答申（案）について、事務局から説明があり、その後審議を行い、おおむね適当とされたが、答申（案）の一部事項については修正意見が出され、部会において検討した結果、最終の修正案については部会長一任とされた。
  - 経済産業省から、統一基準に該当すれば軽微となることについて、委員会審議の議事録又は答申上で明記してほしいとの要請があった。

委員及び専門委員からの主な意見等は以下のとおり。

**（1）前回審議後の質問への回答説明**

- ・都道府県は 47 団体別々に職員を抱えており、地方公共団体ごとに事情が違うので全体ではなく地方公共団体ごとに考えないと、困る団体が出てくるのではないかとこの危惧を持っている。お願いしたいのは、過剰な負担が掛からないように配慮願いたいこと、連絡を密にすることなどであり、今回、基本的には前向きな回答をもらえたことから、これから実務面の調整をしてもらえと思っている。
- ・統一基準の見直しそのものが経済産業省の人材、資源の減少、不足に起因するものであり、その中でどうやって調査を維持していくかを考える際に裾切りの実施などがあるということが根本にあると思う。同じことが地方公共団体においても発生し、むしろ国よりも地方の方が厳しいとも聞いている。こうした中で国、地方公共団体が共に負担が増えないように調査を実施していく努力を担当者の方もされていると思う。これらのことについては、何らかの形で統計委員会で発言したい。

## (2)「審査メモ」について

### ①「1(3)今回調査項目等の変更」について

- ・それぞれの変更はいずれも適当と判断する。

### ②「2 前回(平成22年)答申等における今後の課題への対応」について

- ・報告者が不利益を被るということになると、今後、協力を得られないということもあるので、報告者から意見があった場合には、個別に秘匿することについて、検討していきたい。
- ・日本の産業は寡占化が進み、市場占有率が高くなり、表章できないケースが進んでいると聞いており、これは将来の課題にもなり得ることからも、今後考えていく必要がある。

### ③「3 加工統計の推計精度への影響」について

- ・現場レベルで調整を行った結果、カバレッジに影響はないとの説明だが、品目がなくなったり、調査票が統合されたりすることで、二次加工のユーザーにとっては影響が大きいと考えられることから、今後は丁寧に考えていってほしい。

→IIPは品目単位で採用していること、またIOでは、部門(品目群)での整理であり、調査票が統合されても影響はないと考えている。

- ・内閣府のQE等年次推計の担当とも、事後ではなく事前に協議してもらいたい。

## (3)「答申(案)」について

### ①「1(2)ア(ウ)内訳項目」について

- ・「修正する必要がある」とされているが、既に対応済みであることから表現の修正をお願いしたい。
- ・基幹統計調査から一般統計調査への移行を慎重に検討してほしいという文言を、当該箇所または、今後の課題に記載願いたい。
- ・答申上、部会で議論したことを明記することが必要。部会審議で修正されたことの評価については、部会長と相談する。また、すべからく慎重な対応が必要との御指摘はごもっともであり、後述の今後の課題で入れさせていただく方向で調整したい。

### ②「1(2)ア(エ)調査品目」について

- ・iiiについても、他の3項目と同様、合理的と記載をしていただきたい。
- ・新たな変更事項について記載したものに限り言及したものであり、iiiは対象外となる。

### ③「1(2)ア(ク)調査対象範囲」について

- ・3行目の「過分」という表現が分かりづらいのではないかと。
- ・「調査への影響は軽微、影響を与えない場合は軽微」とすればよいのではないかと。
- ・本日のところは、「調査結果への影響を考慮しつつ」という言葉を仮置きして、後ほど、事務局、調査実施者と調整する。

④「1(3)エ(ウ) 調査の範囲の変更」について

- ・「裾切り」を範囲の変更方法として記載する方が正確ではないか。

⑤「1(3)エ(エ) 調査組織の変更」について

- ・ 椿委員からの意見も踏まえ、案2から書き出し、案1に付け加えていく修正でよいと思う。東京都及び愛知県の意見も反映できる。
- ・ 案1と案2を並べたときに、案2の「都道府県間いずれにおいても実査の負担が軽くなる」と明確にあり、案1と相反するように読め、案1についても少し修正が必要。

⑥「2 前回答申等における今後の課題への対応」について

- ・ 最後に「一定の検討がされており、」とあるが、対応をしっかりしていることから、「一定の」以下の表現の意味がよく分からない。できれば削除願いたい。
- ・ 課題②については対応しきれておらず、一律に相当とすることはできない。その点を踏まえ一定の配慮をしたもの。

⑦「3 今後の課題」の「(2) 鉱工業指数や産業連関表の精度の確保や、小規模対象事業所の分析を担保できるようにするために、対象事業所数が少ない品目については、裾切り対象にしない、あるいは下限を設定するなど、基準を検討する必要がある。」について

- ・ 基準を検討するときに、加工統計の部局が含まれるということを示すようにしてもらいたい。

また、寡占化が進んだ場合の表章方法については、本部会に限らない話だと思うので、今後の基本計画で議論してもらおうなど、取り図らってもらえたらありがたい。

- ・ 「今後の課題」に書かれる課題はここだけの課題になってしまうことから、部会報告時に委員会に報告させてもらいたいと思う。

→ 経済産業省生産動態統計調査のみの課題であれば入れてもよいが、そうとは思えないため削除し、別のテーマとして整理してもらいたい。

- ・ 異議あり。関係会議をすることが経済産業省生産動態統計調査の課題ではないということではなく、(2)の記述そのものを削除するということか。

→ 動態統計の役割ではないと考えられることから、中小企業に調査負担を求めずに動向も把握できる。したがって、入れるべきものではないとこれまで説明してきたところ。

IIP等と意見交換しながら検討するというような形にしてほしい。

- ・ 本修正において、裾切りが事業所数の少ないところについても行われる可能性に危惧を感じており、下限の検討を求めている。

- ・ (1)、(2)共に小西専門委員の御指摘をベースに記載したところ。主眼はあくまで経済産業省生産動態統計調査と理解する。(2)を別立てとしたのは、先日の経済センサスと同様、経済産業省生産動態統計調査に限っての話ではないと考えたため。

- ・ (2)については、調査実施者が回答をできないような範囲のものになってしまうのは後々難しくなる可能性がある。

- ・ 各品目の対象事業所数を考慮せず、裾切りを調査票に記載されている品目に対して一

様に行うことの問題点について、コメントしている。そのため下限の設定は重要であると考えているが、関係省庁との話合いの場を設けることを記載し、議事録に下限の話が記録として残るのであれば、どこに記載されるかにはこだわらない。

- ・関係指標として、IIP、IO 以外に SNA もあることから、それが分かる形に修正願いたい。
- ・事務局と相談して本日の事項を修正して皆様に提示させていただきたい。

#### (4) その他

→経済産業省生産動態統計調査については、毎年のように改正を行っており、諮問ということになると、多大な準備・時間を要することになるため、従来、統一基準に従うものについては、「軽微」という判断で調査票の改正を進めさせてもらってきている。今回、統一基準については妥当と判断していただいたが、統計委員会の軽微の判断は委員会決定か、委員長及び部会長の判断しかないことから、整理をしておかないと、毎回簡単な変更でも諮問・答申となってしまう。したがって、今後も可能な限りそれを担保できるようにしていただくよう、答申で触れていただく等の対応をお願いする。

・平成 13 年答申では、統一基準が調査計画に含まれる形で答申が記載されていたが、今回は調査計画ではなく、諮問の際に審議の一つの工夫として併せて審議したもの。いずれにしても、『「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」の取扱いについて』（平成 21 年 3 月 9 日統計委員会決定）にあるとおり、軽微か否かを最終的に御判断いただくのは委員長と部会長であり、該当性の話は本部会の場で決める話ではない。御指摘の統一基準を軽微判断の要件にするかは、委員長及び部会長に御相談の上で判断すべきものとする。

・個別に見ないと判断できないことから、部会長・委員長と個別に相談するものであり、その中で軽微と判断するものである。今回統一基準は大きく見直したところであり、外形的に当該基準に適合するものであれば、軽微となるのではないかと。いずれにしても本答申に関わるものではないが、このような整理でよろしいか。

→とりあえず保証はないが、何らかの形で委員会ですらういう趣旨の発言をしていただくなどして、委員長・部会長で引き継いでいただき、基準の範囲内であれば軽微ということを議事録に残すなどしていただきたい。

## 6 今後の予定

予定していた審議は全て終了したことから、平成 25 年 7 月 26 日（金）の統計委員会において答申案を諮ることにした。